

重要事項説明書

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	けいあい訪問看護ステーション
住所	さいたま市見沼区南中野 468-1、2階
連絡先	048-731-8565
管理者名	有村 てるこ
サービス種類	訪問看護・介護予防訪問看護
介護保険指定番号	1166591499 号
サービス提供地域	さいたま市内（岩槻区・南区を除く）

(2) 営業時間

平日	午前 9:00 ~ 午後 6:00
土・日曜日	午前 9:00 ~ 午後 6:00
定休日	12月29日から1月3日

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	名	1名
看護師	看護師	2名	2名	4名
事務職	医療事務、介護事務	名	3名	3名

2 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL : 048-731-8565

担当部署: けいあい訪問看護ステーション

担当者: 有村 てるこ

受付時間: 午前 9:00 ~ 午後 6:00

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

看護が必要な利用者に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅において利用者がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

訪問看護の実施に当たっては、利用者の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24時間体制で提供します。利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持・向上を図るとともに、利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援いたします。

訪問看護のサービス実施に当たり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、利用者個々の主体性を尊重して、地域の保健・医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

(3) サービス内容

- ①病状・全身状態の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③食事及び排泄等日常生活の世話
④褥瘡の予防 ⑤リハビリテーション ⑥ターミナルケア
⑦認知症の看護 ⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテルの管理
⑩その他医師の指示による医療処置

※利用者に他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用をお断りする場合があります。

4 利用者負担金

(1) 介護保険

① **要介護**

サービス所要時間	基本単位	利用者負担額（1割）	利用者負担額（2割）
20分未満	314単位	346円	693円
30分未満	471単位	520円	1040円
30分以上1時間未満	823単位	909円	1818円
1時間以上1時間30分未満	1128単位	1246円	2492円

② **要支援**

サービス所要時間	基本単位	利用者負担額（1割）	利用者負担額（2割）
20分未満	303単位	334円	669円
30分未満	451単位	498円	996円
30分以上1時間未満	794単位	877円	1754円
1時間以上1時間30分未満	1090単位	1204円	2408円

○夜間（18：00～22：00）または早朝（6：00～8：00）の訪問の場合・・・上記単位数の25%増

○深夜（22：00～6：00）の訪問の場合・・・上記単位数の50%増

③ **サービスの加算料金**

加算項目	単位	利用者負担額（1割）
初回加算（1）※退院日の訪問	350単位	386円
初回加算（2）	300単位	331円
特別管理加算（I）（1月につき）	500単位	552円
特別管理加算（II）（1月につき）	250単位	276円
緊急時訪問看護加算（1）（1月につき）	600単位	663円
ターミナルケア加算	2500単位	2762円
口腔連携強化加算（1月につき）	50単位	55円
看護・介護職員連携強化加算（月1回のみ）	250単位	276円
複数名 訪問加算	所要時間30分未満の場合	254単位 280円
	所要時間30分以上の場合	402単位 444円

長時間訪問看護加算	300単位	331円
退院時共同指導加算	600単位	663円
退院時連携加算	300単位	331円

※長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに1時間30分以上になる場合、1回につき300単位を所定単位数に加算する。

※介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額利用者様の負担になります。

(2) 医療保険

利用者からいただく負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額で下記のようになります。

《医療保険法定利用料》

後期高齢者（75歳以上）	1割、現役並み所得者の方は3割		
健康保険	国民健康保険	高齢受給者（70歳～74歳）	2割、現役並み所得者の方は3割
		一般（70歳未満）	3割（6歳未満は2割）

① 訪問看護利用料金

	基本利用料金	利用者1割	利用者2割	利用者3割
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	週3日まで 5550円	555円	1110円	1665円
	週4日以降 6550円	655円	1310円	1965円
訪問看護管理療養費	月初めの訪問日 7440円	744円	1488円	2232円
	月2日目以降 3000円	300円	600円	900円
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき30分以上)	週3日まで 5550円	555円	1110円	1665円
	週4日以降 6550円	655円	1310円	1965円

② サービスの加算料金

加算項目	料金	利用者1割	利用者2割	利用者3割
24時間対応体制加算	月1回 6400円	640円	1280円	1920円
特別管理加算Ⅰ	月1回 2500円	250円	500円	750円
特別管理加算Ⅱ	月1回 5000円	500円	1000円	1500円
複数名訪問看護加算	週1回1日につき 4500円	450円	900円	1350円
長時間訪問看護加算	週1回まで 5200円	520円	1040円	1560円
緊急時訪問看護加算	1日につき 2650円	265円	530円	795円
退院支援指導加算	1回につき 6000円	600円	1200円	1800円
ターミナルケア療養費	死亡月1回 25000円	2500円	5000円	7500円
夜間・早朝訪問看護加算	1回につき 2100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算	1回につき 4200円	420円	840円	1260円

○夜間（18：00～22：00）、早朝（6：00～8：00）、深夜（22：00～6：00）

(3) 交通費

事業所の通常の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交通費（ガソリン代）	1 km につき	30 円
------------	----------	------

緊急時に自動車・バイクを使用して訪問した場合は、下記の交通費をいただきます。

交通費（ガソリン代）	1 km につき	50 円
------------	----------	------

(ア) 利用者が事業者の車両に乗車時に起きた事故に関しては、車両の任意保険の範囲内で、事業者が支払うものとする。

(イ) 送迎先にて、駐車料金が発生した場合は、利用者が支払うものとする。

(4) エンゼルケア料金

ご自宅で看取りの場合、ご家族の希望により、エンゼルケアを行います。その場合、エンゼルケア料金として10,000円をいただきます。

(5) キャンセル料金

① ご利用日の前営業日の18時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の18時までにご連絡がなかった場合	5000円

連絡なく利用者のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

訪問をキャンセルされる場合は、必ず事業所までご連絡ください。

(6) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月10日に請求書を発行しますので、請求月末日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

契約を結んだ後、主治医より訪問看護指示書の発行を受けて、サービス提供を開始いたします。なお、介護保険での訪問の場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の2週間前までに、文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
- ・利用者が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・利用者や家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、利用者は即座に契約を解約することができます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ・利用者が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービス利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、家族または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・利用者に、他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスの利用をお断りする場合があります。

6 個人情報使用同意書

私（利用者）、及びその家族の個人情報については、以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

（1） 使用する目的

- ① 居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合
- ② 利用者が自らの意思によって介護保険施設に入所されることに伴う必要最小限度の情報の提供
- ③ 在宅療養をサポートする病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護事業所その他の関係者と連携を図るため、医療従事者や介護従事者その他の関係者が共有すべき介護情報を含む個人情報の提供

（2） 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

（3） 使用する期間

契約で定める期間

（4） 条件

- ① 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと
- ② 個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録しておくこと

7 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、利用者に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏 名	(続柄 :)
	連絡先	
緊急 連絡先	氏 名	(続柄 :)
	連絡先	
主治医・ご家族などへの連絡基準		

8 苦情申し立て窓口

けいあい訪問看護ステーション (当事業所)	電話番号 048-731-8565 FAX 番号 048-731-8569 苦情対応責任者 有村 てるこ (管理者)
--------------------------	------------------------------------------------------------------

令和 年 月 日

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	事業者	株式会社 KFC company 代表取締役 小沼 憲祥
	事業所名	けいあい訪問看護ステーション
	所在地	さいたま市見沼区南中野 468-1、2 階
	管理者	有村 てるこ
	説明者	印

上記内容の説明を事業者から受け、内容について同意しました。

利用者	氏名	印
代筆の場合の 代筆者氏名	氏名	印 (続柄:)
	署名代行理由	利用者は、身体の状態などにより署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。
代理人	住所	
	氏名	印

付則 令和3年10月1日より施行

付則 令和6年6月1日より改訂